

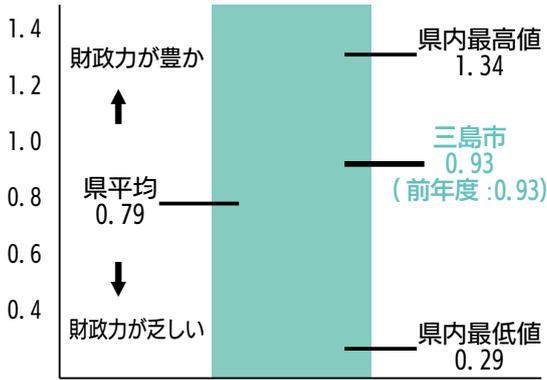
市の財政力はどのくらい
(財政力指数)

三島市の状況 0.93
(県内順位：10位 / 35市町)

今後も滞納市税の回収強化などにより税収の確保に努めるとともに、移住・定住や企業立地の推進を図るなど新たな税源の確保に努めます。

■ 財政力指数 (3カ年平均)

自治体が行うべき標準的な行政サービスにかかる費用と、市税収入などの見込額とのバランスを表すもの。指数が高いほど財源に余裕があると考えられ、1.0を超える市町には普通交付税が交付されません。

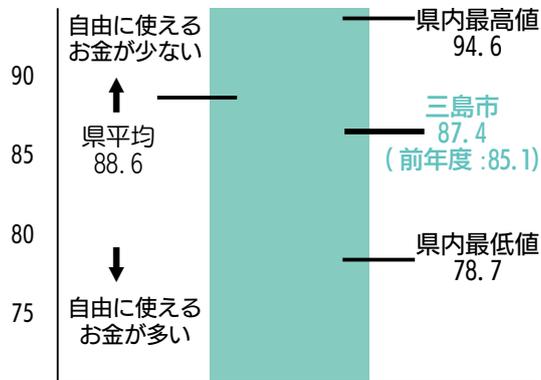


令和2年度財政指標による三島市の位置づけ

県内市町との比較

財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率を、県内35市町の状況(県発表速報値)と比較しました。
※数値については速報値のため、今後変動することがあります。

POINT この比率が高いほど、財政が硬直化しています。高齢化の進展などにより、全国的に福祉などにかかる経費が増えているため、この数値が高まっています。



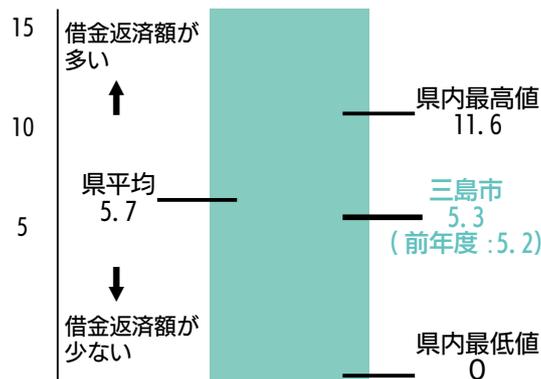
今後も事務事業の見直しなど、行財政改革への取り組みを通じ経常経費の抑制はもとより、市税を中心とした自主財源の確保にも努め、経常収支比率の改善を図っていきます。

■ 経常収支比率

市の財政構造の弾力性を判断する指標。歳出のうち毎年経常に支出される経費が、市税など毎年必ず入る一般財源(使い道が特定されない財源)に占める割合です。

三島市の状況 87.4
(県内順位：11位 / 35市町)

市の自由に使えるお金は
どのくらい(経常収支比率)



今後も適正な水準を維持し、将来の負担を考慮した事業執行に努めます。

■ 実質公債費比率

市町が1年間に使ったお金のうち、借金返済にどのくらい使われたかを見る指標。25%を超えると、市が新たに借金をしようとする場合に一定の制限が加えられます。

三島市の状況 5.3
(県内順位：14位 / 35市町)

借りたお金の影響はどのくらい
(実質公債費比率)

令和2年度決算に基づく財政の健全性を示す指標

健全化判断比率などの公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）では、地方公共団体の財政の健全化を判断するための指標と健全化のための是正措置の基準を、黄色信号の早期健全化基準と赤信号の財政再生基準の2段階で示し、それらの指標の算定と公表を義務づけています。

指標の解説

次の各比率は、数値が低いほど財政の健全性が高いことを表しています。

①実質赤字比率

市の普通会計（一般会計、墓園事業特別会計）を対象とした実質赤字額の、標準財政規模※に対する比率。三島市では対象会計に実質赤字額は生じていません。

※標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な規模

②連結実質赤字比率

市のすべての会計（一般会計、公営企業会計を含む特別会計）を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率。三島市では対象会計に実質赤字額は生じていません。

③実質公債費比率

市のすべての会計と一部事務組合が当該年度に負担した地方債元利償還金などの標準財政規模に対する比率（過去3カ年の平均）。三島市では早期健全化基準の25.0%を下回る5.3%となっています。

④将来負担比率

市のすべての会計と一部事務組合などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。三島市では早期健全化基準の350.0%を下回る29.2%となっています。

⑤資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。三島市では対象会計に資金不足額は生じていません。

健全化判断比率（指標の解説①～④）

区分	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
三島市	—	—	5.3% (令和元年度5.2%)	29.2% (令和元年度19.4%)
早期健全化基準	12.33%	17.33%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

(実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「—」で記載しています)

資金不足比率（指標の解説⑤）

会計名	三島市	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

(資金不足額がない場合は「—」で記載しています)